

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第四十六号

##### 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表の備考二中「平成二十年十一月一日」を「平成二十一年八月一日」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。